

平成25年9月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 貸金請求控訴事件

(原審・津地方裁判所松阪支部平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成25年7月30日

判 決

控訴人(1審原告)	X
控訴人補助参加人	国
被控訴人(1審被告)	Y

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、2400万2191円及びうち2000万円に対する平成13年7月11日から支払済みまで年12パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文と同旨

2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用のうち、参加によって生じた費用は控訴人補助参加人の負担とし、その余は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 (1) 本件は、控訴人が被控訴人との間で、平成8年7月9日、控訴人が平成4年9月1日頃に貸し付けた2000万円(以下「本件貸付け」という。)の返還債務を消費貸借の目的とし、弁済期を平成13年7月10日とする準消費貸借契約(以下「本件準消費貸借契約」という。)を締結したと主張して、被控訴人に対し、本件準消費貸借契約に基づき、2400万2191円(元金2000万円と利息400万2191円の合計額)及びうち元金2000万円に対する支払期限の翌日である平成13年7月11日から支払済みまで約定の年12%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、控訴人に対して租税債権を有し、控訴人の被控訴人に対する貸付金債権を差し押さえた控訴人補助参加人が、控訴人を補助するために本件訴訟に補助参加している。

(2) 原判決は、控訴人の請求は理由がないとして、これを棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」欄1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決3頁17行目の「融資」に続けて「(以下「本件融資」という。)」と付加し、同頁24行目の「上記融資金」を「本件融資金」と改め、同4頁3行目の「上記」を「本件融資金」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は理由があるから、これを認容すべきものと判断するが、その理由は以下のとおりである。

2 争点(1)(旧債務〔本件貸付け〕の存否)について

(1) ア 控訴人は、控訴人が被控訴人に対し、平成4年9月1日頃に貸し渡した2000万円(毎月100万円の分割返済)の返還債務が、本件公正証書による準消費貸借契約の旧債務であると特定する。

イ これに対して、被控訴人は、被控訴人が代表者であったAが控訴人に対して本件土地を代金5000万円で売却したところ、平成4年9月1日頃その売買代金の一部として2000万円を控訴人から受領したことはあるものの、控訴人の主張する本件貸付けは存在しないと主張する。

ウ そこで本件貸付けが存在しないと認められるかについて、以下検討する。

- (2) 確かに、控訴人が署名押印したことに争いのない本件売買契約の契約書(乙3)及び残代金の存在を認めた借用証(乙4)の存在と、本件土地につき、平成4年8月31日売買を原因として、同年9月1日、Aの前所有者であるBら共有者4名から控訴人に所有権移転登記(中間省略登記)がされていること(乙2)、本件売買代金が完済されないなか、同年10月19日付けで、控訴人からAに対し、真正な登記名義の回復を原因として、本件土地の所有権移転登記がされたこと(乙2)は、控訴人とAとの間に本件売買契約が成立したことを裏付ける有力な証拠ではある。

しかしながら、上記証拠から本件売買契約が仮装のものであったとする控訴人の主張を直ちに排斥できるものではない。

- (3) 前提事実及び証拠(甲2、8、乙8、17、原審における控訴人本人及び被控訴人本人)並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 控訴人は、展開していた事業の新店舗(O店)の建築等(建築工事は、Fに代金1億0450万円で依頼した。)のために、平成4年6月17日、信用金庫から2億8000万円を分割弁済(25年間)の約定で借り入れた(なお、Aは、この段階で既に本件土地につき前所有者との間で売買契約を締結していたが、控訴人は、この借入れ段階では本件土地の購入を想定していなかった。)

イ DのEは、Fに支払うべきものとして控訴人から預かった金銭を他の支払に流用して使い込むなど資金繰りに困っていたところ、平成4年8

月5日頃、被控訴人が代表者であったAに対して、3000万円の融資を求めたが、被控訴人はこれを断った(乙8、17)。

控訴人も、Eの使い込みにより、平成4年8月当時、新店舗(O店)の建築工事代金としてFに支払うための資金(2000万円近く)の金策に窮していた。

ウ 控訴人は、上記アとおり、信用金庫から融資を受けたばかりであって、平成4年8月当時、そのままでは新たに融資を受けることは困難であり(原審における被控訴人本人尋問において、被控訴人も、「銀行って、金を借りた後すぐ借りれんじゃん。だからO店の金、第2店舗を結構金が出た後ですから、すぐはということはそれは無理だろうと思うてましたです。」などと供述する。)、新たな融資を受けるためには別途担保の提供が必要な状況にあったところ、同年9月1日、本件土地を担保にして信用金庫から4000万円の本件融資を受けた。

控訴人は、本件融資金のうち2000万円をFに対する上記工事代金の支払に充てたが、これ以上の融資を受けるための算段をしてはいなかった。

エ 本件土地については、平成4年8月31日売買を原因として、同年9月1日、Aの前所有者であるBら共有者4名から控訴人に所有権移転登記(中間省略登記)がされ、控訴人が信用金庫から4000万円の融資を受けた際には、平成4年9月1日設定を原因とし、根抵当権者を信用金庫、極度額を3億円と1億5000万円とする2個の根抵当権(本件根抵当権)が設定された(乙2)。

その後、本件土地は、平成4年10月19日受付で、真正な登記名義の回復を原因として、控訴人からAに対し、所有権移転登記手続きがされた(乙2)。

(4) 控訴人の資金状況からの評価

ア 控訴人は、平成4年8月上旬頃までにはEによる使い込みの被害を受

けて、Fへ支払う工事代金（約2000万円）の資金繰りに問題が生じていたのであるから、同年8月頃、新たに5000万円もの資金を必要とする本件売買契約を締結するということが不自然であると言わざるを得ない。

イ（ア）　そして、真実、本件売買契約が締結されたのであれば、平成4年8月ないし9月当時、控訴人は、本件土地の代金5000万円（さらに、被控訴人は、控訴人が倉庫の建築を予定していたと陳述等するところ〔乙17、原審における被控訴人本人〕、倉庫の建築をするのであれば、さらにその建築費用も必要となる。）と、Fへ支払う工事代金2000万円の合計7000万円を超える資金が必要な状況にあったことになる。

（イ）　しかしながら、控訴人が、平成4年9月1日に信用金庫から借り入れた本件融資の4000万円以上に資金の準備をしたことや、本件融資において準備できる資金が4000万円であることを前提にして、不足分3000万円の支払方法、支払時期について、A（の代表者である被控訴人）、あるいはFのGと協議したことを裏付ける的確な証拠はない。

そもそも、平成4年9月1日の信用金庫からの本件融資金4000万円が、本件売買の代金5000万円の支払のためのものであったとしても、不足分1000万円について、その資金の準備をしたことや、その支払方法、支払時期をA（の代表者である被控訴人）と協議したことを裏付ける的確な証拠もない。

（ウ）　上記（ア）及び（イ）の事情は、控訴人が、平成4年8月ないし9月当時、本件土地の代金支払を想定していなかったことを示しており、これは本件売買契約が実態を伴わない仮装のものであったことを示す事情の一つということができる。

(5) 控訴人の本件土地購入の必要性からの評価

ア 控訴人は、平成4年8月上旬頃までには、Fへ支払う工事代金（約2000万円）の資金繰りに問題が生じていたのであるから、本件土地の購入よりも、工事代金の支払を優先させるのが通常である。それにもかかわらず、この時期に、5000万円もの費用をかけて本件土地を購入するのであれば、本件土地購入の強い必要性があるのが一般である。

そして、被控訴人は、控訴人が本件土地に倉庫の建築を予定していたと陳述等する（乙17、原審における被控訴人本人）。

イ しかしながら、本件土地は、当時、第1種住居専用地域（平成8年4月1日以降は、第1種低層住居専用地域である。）であり、一般に倉庫等の建築は制限されていた（甲7）。

そして、控訴人が、この用途制限のもと、本件土地の利用方法につき、事前に、具体的検討をしたことを示す証拠はない。また、本件売買契約の締結後（平成4年8月20日以降）に、控訴人が、本件土地の利用方法につき、具体的検討をしたことや、実際に本件土地を利用したことを示す証拠もない。

ウ これらの事情は、控訴人が、平成4年8月ないし9月当時、本件土地の利用を何ら想定していなかったことを示しており、これは本件売買契約が実態を伴わない仮装のものであったことを示す事情の一つということが出来る。

(6) 控訴人のその後の行動からの評価

ア 本件融資（平成4年9月1日貸付の4000万円）は、平成8年8月13日当時、3485万円余の残債務があった。控訴人は、同日、信用金庫（当時：P信用金庫）に3500万円の定期預金をして、それを担保に借り入れた金銭で上記残債務全額を返済した。なお、本件売買契約締結以降、同日までの間に、Aから控訴人に対して、本件売買契約を解除

するとの意思表示がされたことはなかった。（甲2～4、9の1～3、
原審における控訴人本人、弁論の全趣旨）

イ 仮に、控訴人において本件土地が本当に必要であって、本件売買契約を締結していたならば（したがって、本件売買契約における残代金3000万円の支払義務があると認識していたのであれば）、上記定期預金とした資金あるいは、上記証書貸付による借入金を以て、Aに残代金の支払をして本件土地を確保すればよく、わざわざ本件根抵当権の抹消を優先させる理由はなかったところである。

ウ この控訴人の行動は、控訴人の認識において、本件土地を購入した、したがって、残代金3000万円の支払義務がある、との認識を欠いていたことを示している事情ということができ、これも本件売買契約が実態を伴わない仮装のものであったことを示す事情の一つということができる。

(7) 本件売買契約書などからの評価

ア 本件売買契約の契約書（乙3）は、契約書1通を買主（控訴人）だけが保管するとされていることに加え、手付金1000万円（契約書作成時に交付済み）とあるものの、被控訴人の主張によっても、契約書作成日とされる平成4年8月20日までに金銭交付はないうえ、契約書上、手付金の処理（売買代金への充当）に関する規定がないなど、不自然かつ事実と相違する内容の契約書となっており、これは本件売買契約が、真実、締結されたのかについて疑問を抱かせる事情ということができる。

イ Aは、本件売買契約の代金の一部として2000万円を受領したと主張しながら、控訴人に対して領収証を発行せず、控訴人から受領した2000万円を売買代金の一部として会計処理（本件不動産を資産として計上していたので、本来は、仮受金あるいは前受金として計上されるべきものであった。）をせず、長期借入金として計上していた。（原審に

おける被控訴人本人、丙5)

このように、被控訴人が代表者を務めていたAも、真実、本件売買契約が締結されたのかについて疑問を抱かせる処理をしていた。

(8) 本件公正証書の作成からの評価

ア 前提事実と上記(6)で認定の事実によれば、以下のとおり認められる。

(ア) 控訴人と被控訴人は、平成8年7月9日、本件貸付けにかかる債務について、弁済期平成13年7月10日、利息年4%、遅延損害金年12%とする約定で消費貸借の目的とする準消費貸借契約を内容とする本件公正証書を作成した。

(イ) 本件融資(平成4年9月1日貸付の4000万円)は、平成8年8月13日当時、3485万円余の残債務があったところ、控訴人は、同日、信用金庫(当時:P信用金庫)に3500万円の定期預金をして、それを担保に借り入れた金銭で上記残債務全額を返済した。

(ウ) 本件根抵当権設定登記は、平成8年8月13日付けで、抹消された。

イ そこで、本件公正証書作成の意義を検討する。

(ア) 信用金庫の立場からすれば、本件公正証書の内容は、控訴人と被控訴人間の問題であって信用金庫とは何ら関係がなく、本件根抵当権の抹消は本件融資が返済されたからであって、本件公正証書の作成の有無と本件根抵当権抹消の可否とは何ら関連しないものといえることができる。したがって、客観的な状況としては、信用金庫が、本件根抵当権の抹消の条件として、本件公正証書の作成を提示することはあり得ないところであった。

(イ) また、控訴人の立場からすれば、本件根抵当権は、事実上、控訴人主張の本件貸付けを担保するものとして機能していた、ということ

ができる。

すなわち、控訴人が信用金庫に本件融資金（平成8年8月13日当時の残債務は3485万円余）を返済しない限り、あるいは、被控訴人が第三者弁済でもしない限り、本件土地の名義が被控訴人名義であったとしても、信用金庫を根抵当権者とする本件根抵当権が登記されては本件不動産の自由な処分はできない状況にあったからである。

そして、本件公正証書の内容は、本件根抵当権が有していた本件貸付けに対する担保としての機能に代替するものであることは明らかであった。

(ウ) そして、被控訴人は不動産取引なども生業としていたのであるから（原審における被控訴人本人）、その知識経験に照らせば、本件根抵当権抹消の条件として本件公正証書の作成を提示したのが、信用金庫ではなく控訴人であったことは、被控訴人においても容易に理解できたものと認められ、この認定に反する被控訴人の供述等（乙17、原審における被控訴人本人）は到底採用できない。

(エ) 上記のとおり、被控訴人は、本件根抵当権抹消の条件として、控訴人から、本件公正証書の作成を提示されたと理解できたのであるから、真実、本件貸付けが存在しないのであれば、この段階で平成4年9月1日に控訴人から渡った2000万円の意義、本件売買契約の処理（契約を維持し、残代金の決済時期をどうするのか、あるいは契約を解除するのか。）について議論になるのが合理的な事態の推移である。

(オ) この点、被控訴人は、「訴外Aの代表者であった私は、根抵当権を抜いてもらえるのであればどうでもいいと考えて、公正証書作成に応じました。ただ、私は、実態がない金銭消費貸借契約の公正証書に

ついて、会社の名前で作成する訳にはいかないと考え、訴外Aではなく、私の名前で公正証書を作成しました。」などと供述等（乙17、原審における被控訴人本人）するが、この供述内容は執行認諾文言付き公正証書を作成する経緯としては甚だ不自然であって、到底信用できない。

(カ) 他方、信用金庫の職員からの助言のもと、控訴人が被控訴人に対し、本件公正証書の作成を求めたとの控訴人の供述内容（甲8、丙14、原審における控訴人本人）は、本件根抵当権が果たしてきた事実上の機能（上記（イ））に照らして、相当に合理的なものといえることができる。

したがって、被控訴人が、本件公正証書の作成に応じたことは、本件貸付けの存在を認めていたことを推測させるに十分な事情であるといえることができる。

(9) 以上のとおり、上記（2）で摘示した証拠は存するものの、上記（3）ないし（8）での検討を踏まえると、本件売買契約が本件融資を受けるための仮装のものであったとの控訴人の供述等（甲8、原審における控訴人本人）やEの陳述書（甲10）は十分信用でき、これらを総合すると、本件貸付けは優にこれを認めることができる（被控訴人作成のメモ〔甲5、丙16〕もこれを裏付ける証拠の一つといえることができる。）のであって、本件貸付けの不存在を主張する被控訴人の主張は理由がない。

3 争点（2）（本件準消費貸借契約の成否）について

上記2で認定判断のとおり、控訴人の被控訴人に対する本件貸付けはこれを認めることができ、加えて、本件公正証書が作成されたことは当事者間に争いがないのであるから、本件準消費貸借契約は実態を伴うものとして成立したと認めることができる。したがって、控訴人の本件準消費貸借契約に基づく本訴請求は理由がある。

第4 結論

よって、以上と結論を異にする原判決を取り消して、控訴人の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 渡辺修明

裁判官 坪井宣幸

裁判官 榊原信次